

## はじめに

- ✓ 私は霞が関で法令業務を担当していましたが、元々は経済職の試験で入ってきた人間です。法律知識が全然ない中で途方に暮れながら業務に当たっていました。

こういった人間なので、「法令業務の考え方がマジでわからん」という人の気持ちは痛いほどわかります。

  - 結果的に、官房総務課（省庁によっては文書課）で省全体の法令の取りまとめを担当するくらいには成長しましたが、それまでの試行錯誤は本当につらかったです。
  - 現在はコンサル会社に転職し、企業の戦略策定などを支援しています。
- ✓ このメモは、法令業務の基本的な“考え方”を知りたくて様々な書籍を漁ったものの、めばしいものは残念ながら、仕方ないので自ら作成したものです。

このため、法令技術の細かい部分ではなく、まず知っておくべき“考え方”にフォーカスしています。

  - 改め文の書き方など、法令業務の細かい部分は、『ワークブック 法制執務』などを読んでいただければ。
  - 初稿の作成は 2016 年 8 月です。
- ✓ このメモは完全に当方の個人的な研究に基づいています。厳密な証拠に基づいていないので、内容には間違っているところが正直あると思いますし、参考程度の感覚で読んでいただければと思います。
  - 法令業務の“考え方”について解説している本がなかったのは、本を出版する際は内容が厳密に精査されるからだだと思います。“考え方”は正解のない世界なので、本の内容に盛り込みづらいのかと。
    - ◇ 「本当にこんな考え方なの？ 証拠あるの？」と突っ込まれた時に明確に回答できないことは出版社も執筆者も嫌がるでしょう。
  - 一方で、こういったある意味無責任なスタンスだからこそ、本来正解のない“考え方”の記述に踏み込めることができるのも事実だと思います。

法令業務の考え方が全くわからず途方に暮れている方々にとっては、「こういう考え方で法令業務に当たっていた人が少なくとも 1 人いた」という事例を把握できるだけでもかなり役に立つと思いますので、どうかご容赦を。
- ✓ このメモは初心者向けであって、入門者向けではありません。入省当時の私のように、「法律は本則と附則に分かれている」等すら知らない場合は、まずは入門者向けの本を買って勉強いただければと。
  - 将棋で例えると、「それぞれ駒の動き方は覚えただけ、どんな方針で戦えばいいかわからない！」という人向けのメモを目指しました。
- ✓ 「はじめに」を読んでわかったかもしれませんが、このメモは公文書の書き方に沿って書かれていません。構成もプレートポイントを基本としています。ご容赦ください。
  - こっちの方が読む人にとって単純にラクだと思いますし、厳密な文章にすればするほど文字量が多くなり「どこが幹でどこが枝葉か」を判断しづらくなると思ったので、あえて厳密に書かずにこの形をとっております。